

独立行政法人の整理合理化案

府 省 名	経済産業省
-------	-------

法人名	類型名(区分)	事務・事業名	事務・事業の見直しに係る具体的措置				組織の見直しに係る具体的措置	
			廃止	民営化	官民競争入札等の適用	他法人等への移管・一体的実施		その他
日本貿易保険	特定事業執行型 (その他共済・保険・労務提供等型)	貿易保険事業	<p>○貿易保険は、民間の保険では通常担いきれないリスク(戦争、為替取引の制限、大型案件等)をカバーするものであり、我が国企業の国際競争力の確保や、我が国の経済の発展に必要な資源の確保をする上で必要不可欠な制度であり、廃止することは困難。</p> <p>(参考) これまでの主な保険金支払実績： 中南米の累積債務問題 約3,500億円 湾岸戦争 約3,400億円 旧ソ連崩壊 約2,000億円 アジア通貨危機 約500億円</p>	<p>○貿易保険事業は、国の通商政策、産業政策、資源エネルギー政策等の政策を実現するためのツールであり、NEXIが、リスク度合いのみならず政策的意義(国益)を勘案しながら、国と一体的に貿易保険の引受・審査・債権回収等の業務を運営しているものである。</p> <p>○また、民間の保険では通常担いきれないリスクをカバーするものであるから、仮に民営化した場合には、国益よりも株主利益が優先され、国の政策上必要なリスクテイクが十分行われなくなったり、受益者のコスト負担がその国際競争力を阻害する程度まで高まる可能性がある。</p> <p>○このため、民営化することは困難である。</p>	<p>○貿易保険は、独立行政法人であるNEXIが政策的意義を勘案しながら、国と一体的に引受等の業務を運営しているものであり、民間事業者を実施させることは適当ではない。</p> <p>○このため、官民競争入札の適用は困難である。</p>	<p>○貿易保険事業を行っている機関は他に存在せず、また本事業全体として収支相償を前提として受益者負担が図られている。</p> <p>○このため、他の法人との移管や一体的実施によるシナジーや業務の効率化は期待できない。</p>	<p>(事務・事業の見直し) ○行革推進法において、「民間事業者の参入の一層の促進を図り、民間に委ねることが可能なものはできる限りこれに委ねることを通じて、貿易再保険特別会計において経理される事務及び事業の見直しを行うものとし、関連する制度の改正について平成20年度末までを目途に検討する」ものとされている。</p> <p>○政策的意義を勘案する必要性が比較的小さく、かつ、仕向国のカントリーリスクが低く、輸出代金の決済期間が短いなどの理由により、通常の保険によるカバーの余地のある分野については、民間の事業参入が可能であると思われるが、現時点では、民間によるサービスが十分かつ安定的に提供されるとは言い難い状況である。</p> <p>○このため、今後も民間の参入が可能な分野において、販売委託などにより、その参入の一層の促進を図るとともに、平成19年度の参入状況やユーザーの声を十分踏まえながら、平成20年度末を目途に具体的な制度の改正を検討することとする。</p> <p>○委託業務全体について抜本的な整理を行うこととし、委託する場合には、原則として一般競争入札により行う。</p>	<p>○支店については、平成16年に名古屋支店を閉鎖。大阪支店については、存続させつつ、中小企業向けサービスの質の向上と効率化を図る。また、財務基盤の強化を図るため、リスク分析体制や財務分析体制の強化とその前提となるノウハウの蓄積を図る。</p>

独立行政法人の整理合理化案様式

総括表(その2)

法人名	日本貿易保険	府省名	経済産業省		
沿革	1950年3月 貿易保険法成立。以降、貿易保険事業は2001年3月末まで経済産業省(旧通産省)にて運営。 2001年4月 独立行政法人日本貿易保険設立 2003年4月 お客様憲章の制定 2004年4月 債権業務部の新設、名古屋支店の廃止				
役職員数(監事を除く。)及び職員数 (平成19年1月1日現在)	役員数			職員数(実員)	
	法定数	常勤(実員)	非常勤(実員)		
	4人	3人	0人	153人	
国からの財政支出額の推移 (17~20年度) (単位:百万円)	年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度(要求)
	一般会計	0	0	0	0
	特別会計	0	0	0	0
	計	0	0	0	0
	うち運営費交付金	0	0	0	0
	うち施設整備費等補助金 うちその他の補助金等	0 0	0 0	0 0	0 0
支出予算額の推移(17~20年度) (単位:百万円)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度(要求)	
	27,395	35,356	31,605	30,831	
利益剰余金(又は繰越欠損金の推移) (17・18年度)(単位:百万円)	平成17年度		平成18年度		
	81,127		105,518		
発生要因	利益剰余金は、将来の保険金支払の原資として内部留保しているものであり、中期目標期間終了毎に当該期間の末日時点の利益剰余金の額の50%を国庫納付している。保険金支払が低水準にとどまっていること、資源高を背景とした途上国財政の改善により途上国債務の返済が進んでいることを背景に利益剰余金が計上されている。				
見直し案	第2期中期目標期間の最終年度(平成20年度)における利益剰余金の額の50%を国庫納付する。				
運営費交付金債務残高(17・18年度) (単位:百万円)	平成17年度		平成18年度		
	0		0		
行政サービス実施コストの推移(17~20年度) (単位:百万円)	平成17年度	平成18年度	平成19年度(見込み)	平成20年度(見込み)	
	-79,175	-22,552	-6,606	-6,606	
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び見込額(単位:百万円)	見直しに伴う行政サービス実施コストへの影響は、業務委託契約関係など詳細を検討中であるため、現時点では算出できていない。ただし、諸々の取組みにより、平成20年度において16年度比10%、485百万円の業務費削減を行う予定。なお、貿易保険事業は、長期的な収支相償を前提とし受益者負担により運営されているため、業務の効率化によるコスト減は長期的には保険料見直しにより被保険者に還元されることから、論理的には、間接的な効果も含めると、行政サービス実施コストへの影響は長期的には概ねプラス・マイナスゼロとなるという性格を有する。				
中期目標の達成状況(業務運営の効率化に関する事項等)(平成18年度実績)	【人件費を含む業務費】 第2期中期目標期間の最終年度(平成20年度)において、第1期中期目標期間の最終年度(平成16年度)の実績(4,852百万円)と比較して10%上回る削減を達成すべく取り組んでいるところ、平成18年度において、8%の削減を達成。 【定員】 基準値である平成17年度(157人)と比較して、平成20年度までに3%以上の削減(152人)、平成22年までに5%以上の削減(149人)を定めているところ。 【信用事故に係る債権回収実績の増加】 信用事故に係る回収実績率は、中期計画において20%のところ、平成18年度は32.4%を達成。				

総括表(その2-2)

支部・事業所等	支部・事業所等の名称		大阪支店			
	所在地		大阪府大阪市中央区北浜3-1-22 あいおい損保淀屋橋ビル8階			
	職員数		14名			
	支部・事業所等で行う事務・事業名		保険引受、支払い保険金査定、回収金査定、与信管理業務等について、西日本地域(日本海側は富山、太平洋側は静岡から以西)の拠点として活動			
	20年度 予算要 求額 (百万 円)	国からの財政支出 (対19年度当初予算 増減額)	0			
		支出予算額 (対19年度当初予算 増減額)	2,897(-73)			

1. 横断的視点

1. 事務・事業及び組織の見直し

<事務・事業関係>

該当類型		特定事業執行型 (その他共済・保険・労務提供等型)			
事務・事業名		貿易保険事業			
事務・事業の概要		対外取引において生ずる民間の保険では通常担いきれないリスク(戦争、為替取引の制限、大型案件等)をカバーする保険事業			
事務・事業に係る20年度予算要求額	国からの財政支出 (対19年度当初予算増減額)	0(0)			
	支出予算額 (対19年度当初予算増減額)	30,831(-774)			
事務・事業に係る定員(19年度)		157人			
(1) 事務・事業のゼロベースでの見直し	① 民間主体による実施状況 (同種の事業を行う民間主体の数が、人員等)	平成17年4月以降民間保険会社による参入が行われている。ただし、現時点では質・量のいずれの面をとっても、民間の参入が可能であると思われる分野においても、民間によるサービスが十分かつ安定的に提供されると言い難い状況である。 (参入民間損害保険会社:11社、参入規模:平成18年度でNEXIの年間保険料収入(356億円)の5%超、保険の内容:期間については1年以内の短期が中心であり、地域についてはリスクの高い国に対するオフカバー等の制約が見られる)			
	① 廃止すると生じる問題の内容、程度、国民生活への影響	貿易保険は、民間の保険では通常担いきれないリスクをカバーするものであり、我が国企業の国際競争力の確保や、我が国の経済の発展に必要な資源の確保をする上で必要不可欠な制度である。他の先進諸国においても同様の事業が政府の関与により実施され、国際ルールに即した保険が提供されている。 従って、廃止した場合には、我が国企業の国際競争力や、資源確保などの国益に甚大な影響を及ぼすこととなる。(主なこれまでの保険金支払実績は、中南米の累積債務問題<約3,500億円>、湾岸戦争<約3,400億円>、旧ソ連崩壊<約2,000億円>、アジア通貨危機<約500億円>等)			
	② 事務・事業の位置づけ (主要な事務・事業との関連)	主要業務			
	③ 事業開始からの継続年数	57年 (平成13年より独立行政法人化)			
	③ これまでの見直し内容	平成13年に独立行政法人化。「お客様中心主義」を導入するとともに、貿易保険利用者に対するサービスの質の向上、業務の効率化・迅速化を徹底。 平成17年以降本格的な民間参入が行われたことを受けて、民間保険会社への委託販売の拡充や、輸出組合等の包括保険の付保選択制の導入等の環境整備を実施。 平成18年の行革推進法において、「民間事業者の参入の一層の促進を図り、民間に委ねることが可能なものはできる限りこれに委ねることを通じて貿易再保険特別会計において経理される事務及び事業の見直しを行うものとし、関連する制度の改正について平成20年度末までを目途に検討する」とこととされている。			
	④ 国の重点施策との整合性	創立以来、国の通商政策、産業政策、資源エネルギー政策等の各政策との連携を強化。最近においては、平成19年4月の資源エネルギー総合保険の創設、進出日系企業の輸出拡大支援のための各国輸出信用機関との協力関係構築、中小企業の国際展開への活動支援、環境・省エネに資するプロジェクト等を推進。 また、今後は航空機、原子力発電所等の我が国の新たな産業分野の海外市場の開拓支援にも対応する方針。			
	① 受益と負担との関係 (受益者・負担者の関係、両者の関係)	貿易保険事業は、長期的には、支払保険金と保険料・回収金についての収支相償を前提とした、受益者負担が図られている。他方、短期的には、そのリスクの性格上、事業を運営するためには、国の信用力の下に、再保険特会は資本繰入・借入をしている。 ・借入金は、過去1990年代前半に最大6,886億円の借入実績があるが、現在はゼロ。 ・資本繰入は、一般的な財政基盤強化のため、一般会計から約1,968億円を繰り入れていたが、今年度から今後4年間で繰り戻し予定。 ・他方、国際約束に基づき、国が債権を放棄したため行った一般会計からの繰入金は、現在2,380億円を計上。 受益者、負担者については、いずれも本邦から貿易投資を行う企業等。			
	① 財政支出への依存度 (国費/事業費)	-			

②	これまでの指摘に対応する措置	別紙1に記載	別紙1に記載	別紙1に記載	別紙1に記載
③	諸外国における公的主体による実施状況	<p>主要先進国はいずれも政府の責任において貿易保険制度を運営してきており、OECD等の場において引受等のルールについて国際的なガイドラインが設けられている。</p> <p>具体的には、英は政府自身が、米(OPIC、EXIM)、加(EDC)、伊(SACE)、韓(KEIC)等は政府関係機関が、独(ユーラーヘルメス)、仏(コファース)、蘭(アトラディウス)の3ヶ国は特定の民間企業に政府が継続的に業務委託を行い政府勘定で事業を実施している。</p> <p>公的主体が行う貿易保険事業の範囲については、民間企業による国内取引信用保険が発達してきた欧州では、90年代後半以降、欧州の市場統合の進展に伴って、欧州域内や先進国向けの一定の取引分野については国による貿易保険の対象から外されているが、米国、カナダ、韓国など他の国では、民間企業が参加している分野についても国による貿易保険が行われている状況にある。</p>			
④	財政支出に見合う効果 (効果が得られているか、その根拠)	-			
	事務・事業が真に不可欠かどうかの評価	我が国企業の輸出・投資における国際競争力や我が国経済の健全な発展に必要な不可欠な資源の確保のためには、民間の保険では通常担いきれない戦争、為替取引の制限、大型案件といったリスクをカバーする貿易保険事業が必要不可欠。			
事務・事業の見直し案(具体的措置)		<p>行革推進法において、「民間事業者の参入の一層の促進を図り、民間に委ねることが可能なものはできる限りこれに委ねることを通じて、貿易再保険特別会計において経理される事務及び事業の見直しを行うものとし、関連する制度の改正について平成20年度末までを目途に検討する」とされている。政策的意義を勘案する必要性が比較的小さく、かつ、仕向国のカントリーリスクが低く、輸出代金の決済期間が短いなどの理由により、通常の保険によるカバーの余地のある分野については、民間の事業参入が可能であると思われるが、現時点では、質・量のいずれの面をとってもこうした分野においても、民間によるサービスが十分かつ安定的に提供されるとは言い難い状況にある。このため、今後も民間の参入が可能な分野において、販売委託などにより、その参入の一層の促進を図るとともに、平成19年度の参入状況やユーザーの声を十分踏まえながら、平成20年度末を目途に具体的な制度の改正を検討することとする。</p> <p>委託業務全体について抜本的な整理を行うこととし、委託する場合には、原則として一般競争入札により行う。</p>			
	行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	見直しに伴う行政サービス実施コストへの影響は、業務委託契約関係など詳細を検討中であるため、現時点では算出できていない。ただし、諸々の取組みにより、平成20年度において16年度比10%、485百万円の業務費削減を行う予定。 (なお、貿易保険事業は、長期的な収支相償を前提とし受益者負担により運営されているため、業務の効率化によるコスト減は長期的には保険料見直しにより被保険者に還元されることから、論理的には、間接的な効果も含めると、行政サービス実施コストへの影響は長期的には概ねプラス・マイナスゼロとなるという性格を有する。)			
	理由	民間の参入が可能な分野についての取組については、行革推進法により平成20年度末を目途とした制度改正の検討等の方針が示されているため、これを着実に実行する、同時に貿易保険事業全体についても業務の効率化を図るため、必要な見直しを行うこととしたもの。			
(2) 事務・事業の 民営化の検討	民営化の可否	否			
	事業性の有無とその理由	-			
	民営化を前提とした規制の可能性・内容	-			
	民営化に向けた措置	-			
	民営化の時期	-			
否	民営化しない理由	<p>貿易保険事業は、国の通商政策、産業政策、資源エネルギー政策等の政策を実現するためのツールであり、NEXIが、リスク度合いのみならず政策的意義(国益)を勘案しながら、国と一体的に貿易保険の引受・審査・債権回収等の業務を運営しているものである。</p> <p>また、民間の保険では通常担いきれないリスクをカバーするものであるから、仮に民営化した場合には、国益よりも株主利益が優先され、国の政策上必要なリスクテイクが十分行われなくなったり、受益者のコスト負担がその国際競争力を阻害する程度まで高まる可能性がある。このため、民営化することは困難。</p>			

	該当する対象事業		a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及啓発 f検査検定、g徴収、hその他	a施設の管理・運営	a施設の管理・運営 a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、d相談、e広	a施設の管理・運営 a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、d相談、e広	
	官民競争入札等の実施の可否						
(3) 官民競争入札等の積極的な適用	今後の対応	可	官民競争入札等の実施の可否	否			
		可	入札種別（官民競争／民間競争）	—			
			入札実施予定時期	—			
			事業開始予定時期	—			
			契約期間	—			
	否	導入しない理由	貿易保険は、独立行政法人であるNEXIが政策的意義を勘案しながら、国と一体的に引受等の業務を運営しているものであり、民間事業者に実施させることは適当ではない。				
(4) 他の法人への移管・一体的実施	対象となる事務・事業の内容		貿易保険事業				
	移管	移管の可否	否				
		可	移管先	—			
			内容	—			
			理由	—			
		否	移管しない理由	貿易保険事業を行っている機関は他に存在せず、また本事業全体として収支相償を前提として受益者負担が図られていることから、他の法人への移管によるシナジーや業務の効率化は期待できない。			
	一体的実施	一体的実施の可否		否			
		可	一体的に実施する法人等	—			
			内容	—			
			理由	—			
否			一体的実施を行わない理由	貿易保険事業を行っている機関は他に存在せず、また本事業全体として収支相償を前提として受益者負担が図られていることから、他の法人との一体的実施によるシナジーや業務の効率化は期待できない。			

<組織関係>

(5) 特定独立 行政法人関係	非公務員化の可否	-
	理由	-
(6) 組織面の見直し	見直し案 (廃止、民営化、体制の再編・整備 等)	大阪支店は存続させつつ、中小企業向けサービスの質の向上と効率化を図る。また、財務基盤の強化を図るため、リスク分析体制や財務分析体制の強化とその前提となるノウハウの蓄積を図る。
	理由	支店については、平成16年に名古屋支店を閉鎖しており、現存する大阪支店は中小企業向けのサービスの質を維持する観点で引き続き必要であると考えられるため。

2. 運営の徹底した効率化

(1) 可能な限りの 効率化の徹底	①給与水準、人件費の情報公開の状況	毎年度、役員の報酬及び職員の給与水準についてホームページにおいて公開。				
	役職員の給与等の対国家公務員指数 (在籍地域、学歴構成、在職地域・ 学歴構成によるラスパイレース指数)	対国家公務員指数(在籍地域):123.7 対国家公務員指数(学歴構成):133.9 対国家公務員指数(在籍地域・学歴構成):118.8				
	人件費総額の削減状況	第2期中期計画に基づき人員削減を実施中。基準値である平成17年度(157人)と比較して、平成20年度までに3%以上の削減(152人)、平成22年までに5%以上の削減(149人)を定めている。				
	②一般管理費、業務費等	現状(平成19年4月1日現在) 第2期中期目標期間の最終年度(平成20年度)において、第1期中期目標期間の最終年度(平成16年度)の実績と比較して10%上回る削減を達成するべく取り組んでいるところ、平成18年度において、8%の削減を達成。 効率化目標の設定の内容・設定時期 内容: 第2期中期目標期間の最終年度(平成20年度)において、第1期中期目標期間の最終年度(平成16年度)の実績と比較して10%上回る削減を達成 設定時期:平成17年3月1日				
	③民間委託による経費節減の取組内容	NEXIの一部保険種については、平成15年度より民間損害保険会社3社への委託を行い業務運営の効率化を図っているところであり、平成19年度現在、民間損害保険会社6社、民間金融機関2行への業務委託を実施。				
④情報通信技術による業務運営の効率化の状況	平成18年12月より、貿易保険の新システムが稼働開始。WEBサービスの導入によるサービスの向上と、業務から経理まで一貫した統合化システムの導入による業務の効率化を実現。					
(2) 独立行政法人の資金の流れ等に関する情報公開	情報公開の現状	NEXIの調達規則の規定に従い、契約金額が500万円以上の随意契約についてはホームページに、契約相手方の名称等の契約の概要を公開。				
	見直しの方向	随意契約を可能とする基準の改定結果に沿い、情報公開対象の金額の基準についても見直すことを予定。				
	関連法人	名称	(財)貿易保険機構	-	-	合計
		契約額	515,327千円	-	-	515,327千円
		うち随意契約額(%)	100%	-	-	100%
		当該法人への再就職者(役員の氏名及び当該役員の独立行政法人における最終職名)	理事:南雲悦男 (日本貿易保険審査部長)	-	-	-
	関連法人以外の契約締結先	名称	別紙4に記載			
契約額						
うち随意契約額(%)						
当該法人への再就職者(随契約の相手方で同一所管に属する公益法人に在職している役員の数)						
(3) 随意契約の見直し	別紙2「独立行政法人における随意契約の見直しについて(依頼)」(平成19年8月10日付け行政改革推進本部事務局・総務省行政管理局事務連絡)に記載					

(4) 保有資産 の見直し	別紙3に記載
---------------------	--------

3. 自主性・自律性確保

(1) 中期目標の明確化	現状	サービスの質の向上、業務運営の効率化等の各項目において、極力具体的な数値目標や、目標達成期日を設定しているところ。		
	今後の取組方針	次期中期目標においても、具体的な数値目標を掲げることとともに、具体的な目標を設定する項目の増加に努める。		
(2) 国民による意見の活用	現状	平成14年度より毎年度「お客様アンケート」を実施。1年間のNEXIの取り組みについて、評価を受けるとともに、制度改正等の要望等も調査。個別の要望については、HP等を通じ回答。		
	今後の取組方針	お客様第一主義の考えに立って、アンケートを引き続き実施しつつ、ニーズを踏まえた制度改正を継続的に実践していく。		
(3) 業務運営の体制整備	現状（内部統制に係る組織の設置状況、職員に対する研修の実施状況）	平成18年10月に、NEXI内の内部監査を担当するコンプライアンス委員会を設置。機密情報管理マニュアルを作成し、全職員への周知を図るなど取り組んでいるところ。		
	今後の取組方針	財務報告の適正性や法令遵守を徹底するため、業務マニュアルの見直しを行うなど、適切な内部監査の強化を図る。		
(4) 管理会計を活用した運営の自立化・効率化・透明化	管理会計の活用状況とその効果	NEXIでは、平成13年4月の発足以来、貿易保険の引受実績、責任残高、保険金支払等につき保険種別・地域別の管理会計的な手法を用いた分析を実施し、経営の効率化を図ってきたところ。保険料率の引き下げによるお客様サービスの向上、債権回収の強化等、NEXIの経営の迅速化・効率化に寄与する。		
	プロジェクトごとの収支管理の実施状況	NEXIでは、平成13年4月の発足以来、貿易保険の引受実績、責任残高、保険金支払等につき保険種別・地域別の管理会計的な手法を用いた分析を実施。		
	今後の取組方針	経営の効率化をより一層図る観点からも、引き続き管理会計的な手法を用いた経営分析を行っていく。		
(5) 自己収入の増大等による財源措置	自己収入の内容（平成18年度実績）	財源	金額	
	共同研究資金	件数 — 種類 —	—	
	利用料	—	—	
	寄付金	件数 —	—	
	知的財産権	件数 — 種類 —	—	
	その他	保険引受収益:9,189百万円、資産運用収益:2,701百万円		11,890百万円
	計	保険引受収益:9,189百万円、資産運用収益:2,701百万円		11,890百万円
見直し案	長期的な収支相償を前提に、保険料率等の見直しを適時・適切に実施。			
(6) 情報公開の取組状況	最近改善した例	NEXIはその設立当初から、事業の内容、必要性、その運営状況等について、被保険者にとって分かりやすいホームページの構築や、パンフレット等の作成に努めている。		
	今後改善を予定している点	事業報告書やホームページ等を通じた情報開示について、今後とも、開示を充実するとともに、迅速化に努める。		
その他				

1. 事務・事業及び組織の見直し

(1) 事務・事業のゼロベースでの見直し (2) これまでの指摘に対応する措置

府省名	経済産業省	法人名	事業類型(区分)	事務・事業名	見直し実施年度	これまでの主な指摘		措置状況(①措置済み、②対応中、③未措置)				
						内容(指摘を受けた年度)	指摘主体	番号	内容(対応年度)			
日本貿易保険			特定事業執行型 (その他共済・保険・労務提供等型)	貿易保険事業	16年度	①民間保険会社に対する、貿易保険における保険種別の収支状況や海外のバイヤー等に関する情報、日本貿易保険が有する貿易保険業務のノウハウの提供(16年度)	総務省政策評価・独立行政法人評価委員会	①	平成15年度より、NEXIの一部業務について民間保険会社3社への販売委託を開始し、毎年度見直しを行い、業務委託保険種(海外投資保険、中小企業輸出代金保険等)、販売委託先は拡大。平成18年度末現在、民間保険会社6社、民間金融機関2行との業務委託を実施。日本貿易保険の保険商品内容や制度改正内容に関し、各社を個別訪問して説明会を実施、商品別パンフレットの提供、バイヤー情報の提供及び個別案件・保険制度に関する照会への対応等を行っているところ。			
									民間保険会社の参入状況は平成19年8月現在、参入企業数は計11社となっており、民間保険会社の貿易保険分野への参入は着実に進展している模様。ただ、現状では、質・量ともに十分なサービスが提供できる状況にあると評価を行うことは難しく、引き続き今後の市場の推移等も見守りつつ、慎重に見極めを行っていくことが必要。			
									②貿易保険事業に民間保険会社が参入することにより、特定の分野において民間保険会社によるサービスが十分かつ安定的に提供される見直しが明確になった段階で、日本貿易保険が提供する事業の一部を民間にゆだねる(16年度)	総務省政策評価・独立行政法人評価委員会	②	
									③組合包括保険制度、海外投資保険の見直しなど商品性の改善(16年度)	総務省政策評価・独立行政法人評価委員会	①	平成19年4月より、組合包括保険に付保選択制を導入。これに伴い、輸出組合に加入されているお客様が、民間損保の利用も可能となるなど、選択肢の拡大を図った。また、海外投資保険については、平成18年11月に、収支相償の原則に基づき、保険料の引下げを行った。
									④人件費及び業務費の抑制(16年度)	総務省政策評価・独立行政法人評価委員会	②	第2期中期計画において、人件費を含む業務費については、段階的に削減し、中期目標期間の最終年度(平成20年度)において、第1期中期目標期間の最終年度(平成16年度)の実績と比較して10%上回る削減を達成するべく取り組んでいるところ(平成18年度において、8%の削減を達成)。
			特定事業執行型 (その他共済・保険・労務提供等型)	貿易保険事業	16年度	⑤次期情報システムの平成18年中の稼働に向けた効率的な開発及び円滑な導入(16年度)	総務省政策評価・独立行政法人評価委員会	①	平成18年12月に第IV期貿易保険情報システム(SPIRIT-ONE)を運用開始。当該システムの導入により、保険契約申込・保険契約情報提供のオンラインサービス(WEBサービス)が可能となり、お客様の保険申込手続負担を軽減、保険契約の確認を迅速化、提供情報の充実等顧客サービスの向上が図られるとともに、業務から経理まで一貫した統合化システムによる会計事務の向上、効率化等、業務改善を達成した。			

注1. 見直し実施年度には中期目標終了時の見直しを実施した年度を記載してください。

注2. これまでの主な指摘には、行政減量・効率化有識者会議、政策評価・独立行政法人評価委員会等による指摘内容を簡潔に記載してください。

なお、別紙1-2「勧告の方向性」における指摘事項の措置状況(平成19年8月現在)に記載の指摘事項はすべて記載してください。

独立行政法人の整理合理化案様式

3.資産債務型

(単位:千円)

法人名	日本貿易保険	府省名	経済産業省
資産との関連を有する事務・事業の名称	貿易保険事業		
資産との関連を有する事務・事業の内容	保険引受に伴う保険料収入、債権回収、余裕金の運用等によるもの。		
国からの財政支出額	0	支出予算額	30,831,000
対19年度当初予算増減額	0	対19年度当初予算増減額	-774,000
資産の具体的内容、見直しの具体的措置内容・理由等	実物資産については、別紙3に記載の通り。		

実物資産の処分に係わる具体的措置(その①)

府省名：経済産業省		独立行政法人名：(独)日本貿易保険					
No.	施設名等	区分	所在地	合同形態	敷地	敷地面積 (m ²)	建面積 (m ²)
2	賃貸事務所(大阪支店)	3	大阪府大阪市中央区北浜3-1-22 あいおい損保淀屋橋ビル 8階	該当無し			
	【説明】						
<p>(独)日本貿易保険のB/Sにおいて建物110百万円を計上しておりますが、その内訳は、間仕切り、電話・システム等のケーブルの敷設等であり建物附属設備です。本設問に該当する資産が無いことから、以下回答欄に斜線を表示しております。</p>							

実物資産の処分に係わる具体的措置(その②)

No.	延面積 (㎡)	建築年次	建築年次	経年	経年	耐用年数	階層	法 規 制			利用率
		(新)	(古)	(新)	(古)			用途地域	建ぺい率	容積率	
1											
2											

実物資産の処分に係わる具体的措置(その③)

No.	合 築 等	B / S 価 格 (百万円)				正面路線 価(千円)	用途	保有目的	隣 接 庁 舎 名	耐震
		計	土地	建物	その他					
1										
2										

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	(独)日本貿易保険			府省名	経済産業省
No.	—	施設名	—	用途	—
<input type="radio"/> 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 賃貸事務所のため、該当する資産はありません。					
<input type="radio"/> 売却する場合、売却予定時期 :					
<input type="radio"/> 自らの保有が必要不可欠な理由					

金融資産の処分に係わる具体的措置(その①)

法人名	(独)日本貿易保険	府省名	経済産業省								
○ 金融資産の内訳(18年3月31日時点、B/S価額)											
A	合計	355,856 百万円	<table border="0"> <tr> <td>内 貸付金</td> <td>:</td> <td>----</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>内 割賦債権</td> <td>:</td> <td>----</td> <td>百万円</td> </tr> </table>	内 貸付金	:	----	百万円	内 割賦債権	:	----	百万円
内 貸付金	:	----	百万円								
内 割賦債権	:	----	百万円								
B	現金及び預金	42,795 百万円									
C	有価証券	114,031 百万円									
D	受取手形	---- 百万円	内 貸付金 : ---- 百万円								
E	売掛金	7,510 百万円	内 割賦債権 : ---- 百万円								
F	投資有価証券	---- 百万円									
G	関係会社①	---- 百万円	… 関係会社株式								
H	関係会社②	---- 百万円	… その他の関係会社有価証券								
I	長期貸付金①	---- 百万円	… J・K以外の長期貸付金								
J	長期貸付金②	---- 百万円	… 役員又は職員に対するもの								
K	長期貸付金③	---- 百万円	… 関係法人に対するもの								
L	破綻債権等(注)	191,520 百万円	<table border="0"> <tr> <td>内 貸付金</td> <td>:</td> <td>----</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>内 割賦債権</td> <td>:</td> <td>----</td> <td>百万円</td> </tr> </table>	内 貸付金	:	----	百万円	内 割賦債権	:	----	百万円
内 貸付金	:	----	百万円								
内 割賦債権	:	----	百万円								
M	積立金	24,585 百万円									
N	出資金	104,352 百万円									
(注) 「L 破綻債権等」は、保険代位債権(元本及び金利)から債務を差し引いた金額から貸倒引当金を控除した金額を表示しております。また、この債権の大半は、政府の出資財産です。											

金融資産の処分に係わる具体的措置(その②)

法人名	(独)日本貿易保険	府省名	経済産業省
<p>○ 受取手形(D)及び売掛金(E)を生じる事由(事業の概要等)及び民業補完の徹底という観点からの見直しの方向性</p> <p>売掛金(E)7,510百万円の内訳は、全額未収保険料となっている。保険料請求から納付期限まで20日間と設定しているため、売掛金(未収保険料)が発生することとなる。(基本的には長期にわたる未収状態が発生しないようにしている。)</p>			
<p>○ 不良化している債権(L)の早期処分の方向性</p> <p>不良化している債権(L)は、出資財産であるとともに保険事故により保険金支払時に代位した債権。貿易保険事業の性格上、発生するもの。債務者が国(債務国)であることから、パリクラブ(債権国会合)において債務返済に関する多国間合意を形成し、当該合意に基づき日本政府と債務国との間で債務繰延協定を締結している。従って、同協定に従い引き続き回収のための交渉を行っていく。</p>			
<p>○ 既存貸付金・割賦債権等の売却・証券化に向けた検討の方向性</p> <p>該当無し</p>			
<p>○ 政策目標に比して過大と考えられる金融資産及び見直しの方向性</p> <p>該当する資産はありません。</p>			

独立行政法人の整理合理化案様式

5. 特定事業執行型

(単位:千円)

法人名	日本貿易保険	府省名	経済産業省
(試験・教育・研修・指導型)			
事務・事業の名称			
事務・事業の内容			
国からの財政支出額		支出予算額	
対19年度当初予算増減額		対19年度当初予算増減額	
官民競争入札等 (①)	検討		
	理由		
受益者特定 (②)	受益者特定及び対価取受の可否		
	受益者負担金 (算定方法、総計)		
	運営コスト (内訳、総計)		
	受益者負担金－運営コスト		
	見直し案		
他の法人との一体的実施 (③)	一体的に実施する法人等		
	内容		
	理由		
法人内での一体的実施 (③)	同様の事務事業を実施している施設		
	一体的実施の可否		
	内容		
	理由		
関連する研究開発業務を行っている法人との一体的実施 (④)	一体的に実施する法人等		
	内容		
	理由		

(情報発信・展示・普及・助言等型)

事務・事業の名称			
事務・事業の内容			
国からの財政支出額		支出予算額	
対19年度当初予算増減額		対19年度当初予算増減額	
官民競争入札等 (①)	検討		
	理由		
受益者特定 (②)	受益者特定及び対価収受の可否		
	受益者負担金 (算定方法、総計)		
	運営コスト (内訳、総計)		
	受益者負担金－運営コスト		
	見直し案		
他の法人との一体的実施 (③)	一体的に実施する法人等		
	内容		
	理由		
法人内での一体的実施 (③)	同様の事務事業を実施している施設		
	一体的実施の可否		
	内容		
	理由		
事業効果 (事前、事後) (⑤)	実施状況		
	見直し案		
	公表状況・公表方法		
	見直し案		

(その他型)			
事業類型	<input type="checkbox"/> 医療・福祉・検査・審査	<input type="checkbox"/> 製造・生産	<input type="checkbox"/> 共済・保険・労務提供等
事務・事業の名称	貿易保険事業		
事務・事業の内容	対外取引において生ずる民間の保険では通常担いきれないリスク（戦争、為替取引の制限、大型案件等）をカバーする保険事業		
国からの財政支出額	0	支出予算額	30,831,000
対19年度当初予算増減額	0	対19年度当初予算増減額	-774,000
官民競争入札等 (①)	検討	否	
	理由	貿易保険は、独立行政法人であるNEXIが政策的意義を勘案しながら、国と一体的に引受等の業務を運営しているものであり、民間事業者に実施させることは適当ではない。	
受益者特定 (②)	受益者特定及び対価収受の可否	支払保険金と保険料・回収金についての長期間での収支相償を前提とした、受益者負担が図られている。（受益者・負担者：一義的には、いずれも本邦から貿易投資を行う企業等）	
	受益者負担金 (算定方法、総計)	算定方法：元受収入保険料(37,178)＋出再保険料払戻金(1,547)＋受再収入保険料(702) 総計：39,427(百万円)	
	運営コスト (内訳、総計)	算定方法：出再保険料(30,239)、事業費・一般管理費(6,405)、正味支払保険金(62)、保険金回収見込額(▲34) 総計：36,672(百万円)	
	受益者負担金－運営コスト	2,757百万円	
	見直し案	長期的な収支相償を前提としつつ、保険料率や商品性の見直しを行う。	
他の法人との一体的実施 (③)	一体的に実施する法人等	-	
	内容	一体的実施は不可	
	理由	貿易保険事業を行っている機関は他に存在せず、また本事業全体として収支相償を前提として受益者負担が図られていることから、他の法人との一体的実施によるシナジーや業務の効率化は期待できない。	
法人内での一体的実施 (③)	同様の事務事業を実施している施設	大阪支店	
	一体的実施の可否	一体的実施は不可	
	内容	-	
	理由	平成16年に一支店を閉鎖しているところ、現存する大阪支店は関西圏等の中小企業向けのサービスの質を維持する観点で引き続き必要であると考えられるため。	

NEXIが平成18年度に締結した契約(国の随意契約可能な基準を超える契約)

別紙4

(所管府省名:経済産業省)

(単位:千円)

法人名	競争入札				随意契約(企画競争・公募)				随意契約(その他)				合計			
			うち再就職者在籍				うち再就職者在籍				うち再就職者在籍				うち再就職者在籍	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
エアクレーレン	0	0	0	0	0	0	0	0	1	13,445	0	0	1	13,445	0	0
(独)日本貿易振興機構	0	0	0	0	0	0	0	0	2	321,891	0	0	2	321,891	0	0
日本オイルエンジニアリング株式会社	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5,000	0	0	1	5,000	0	0
日本工営株式会社	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5,000	0	0	1	5,000	0	0
イー・アンド・イー ソリューションズ株式会社	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5,000	0	0	1	5,000	0	0
日本エヌ・ユー・エス株式会社	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5,000	0	0	1	5,000	0	0
国際航業株式会社	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5,000	0	0	1	5,000	0	0
八千代エンジニアリング株式会社	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5,000	0	0	1	5,000	0	0
キーウェアソリューションズ株式会社	1	43,848	0	0	0	0	0	0	3	249,721	0	0	4	293,569	0	0
日本電気株式会社	0	0	0	0	0	0	0	0	2	188,749	0	0	2	188,749	0	0
株式会社インフォメックス	0	0	0	0	0	0	0	0	2	68,927	0	0	2	68,927	0	0
日本アイ・ピー・エム株式会社	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2,277,650	0	0	3	2,277,650	0	0
Oxford Analytica Ltd	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3,656	0	0	1	3,656	0	0
Fitch Ratings Ltd	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5,306	0	0	1	5,306	0	0
レイデンリサーチ株式会社	0	0	0	0	0	0	0	0	1	8,180	0	0	1	8,180	0	0
京王観光株式会社	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3,153	0	0	2	3,153	0	0
日立キャピタル株式会社 伊藤忠テクノソリューションズ株式会社	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5,739	0	0	1	5,739	0	0
ムーディーズ・ジャパン株式会社	0	0	0	0	0	0	0	0	1	7,623	0	0	1	7,623	0	0
住商情報システム株式会社	0	0	0	0	0	0	0	0	2	78,330	0	0	2	78,330	0	0
ビーコンシステム株式会社	0	0	0	0	0	0	0	0	1	23,657	0	0	1	23,657	0	0
株式会社富士通ビジネスシステム	0	0	0	0	0	0	0	0	1	9,923	0	0	1	9,923	0	0
東京トヨペット株式会社	0	0	0	0	0	0	0	0	2	8,346	0	0	2	8,346	0	0
みすず監査法人	0	0	0	0	1	18,900	0	0	0	0	0	0	1	18,900	0	0
コントロール・リスクス・グループ株式会社	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1,424	0	0	1	1,424	0	0

(注1) 対象とする契約の金額は以下のとおりとする。

- 工事 250万円以上
- 製造 250万円以上
- 財産の買入 160万円以上
- 賃借料 80万円以上
- 財産の売払 50万円以上
- 賃貸料 30万円以上
- 役務 100万円以上

(注2) 「うち再就職者在籍」欄には、法人から再就職した役員が在籍している契約先との契約件数及び契約金額について記載する。

(注3) 不落随意契約は、競争入札に分類すること。